備考

本表中「基準(ア)」、「基準(イ)」、「基準(ウ)」及び「基準(エ)」とは、それぞれ次の表の右欄に掲げる基準をいう。

基準(ア)	症状として、けいれん発作、意識障害、体温調節異常、骨折又は脱臼のうち一つ以上続く場合であること。
基準(イ)	治療で強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、抗血小板薬、抗凝固薬、末梢血管拡張薬又はβ遮断薬のうち一つ以上が投与されている場合であること。
基準(ウ)	治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法又は胃管、胃瘻、中心静脈栄養等による栄養のうち一つ以上を行う場合であること。
基準(エ)	腫瘍を合併し、組織と部位が明確に診断されている場合であること。ただし、治療から５年を経過した場合は対象としないが、再発などが認められた場合は、再度対象とする。

別表第１中「慢性腎不全」を「腎機能低下」に改める。

○厚生労働省告示第百二十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）を実施するため、厚生労働科学研究費補助金等取扱規程（平成十年厚生省告示第百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十九年度以降の年度分の補助金に適用する。ただし、平成二十八年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。

平成二十九年三月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第三条第１項の表第１号及び第２号を次のように改める。

１　政策科学総合研究事業	人文・社会科学系を中心とした人口・少子化問題、社会保障全般及び厚生労働統計に関する研究の推進、社会保障を中心とした厚生労働行政施策の企画立案及び効率的な推進、統計・情報の整備及び利用の総合的な推進、情報通信技術を用いた医療情報の臨床研究等への活用の推進、人工知能の医療への応用並びに保健医療分野の倫理的・法的・社会的課題の解決に資することを目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型
２　地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業	我が国においてこれまで蓄積してきた保健医療分野の知見や経験を活かし、先端的な科学技術を活用することにより、諸外国への貢献を図ることを目的とする研究事業	一般公募型 若手育成型

第三条第１項の表第四号から第七号までを次のように改める。

４　成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業	乳幼児の疾患の克服と障害の予防、母性及び乳幼児の健康の保持増進並びに児童家庭福祉の向上に資することを目的とする研究事業	一般公募型 指定型
５　がん対策推進総合研究事業	平成26年度からのがん研究10か年戦略に基づき、がんによる死亡者の減少、全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上、がんになっても安心して暮らせる社会の構築等を目指し、政策課題の解決に資することを目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型
６　循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業	生活習慣病の一次予防から診断・治療までを網羅し、体系的な生活習慣病対策の推進並びに健康維持及び病気の予防に重点が置かれた社会の構築に資することを目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型
７　女性の健康の包括的支援政策研究事業	女性の健康の一層の増進を図るために女性の健康を生涯にわたり包括的に支援することを目的とする研究事業	一般公募型

第三条第１項の表第十号から第十二号までを次のように改める。

10　長寿科学政策研究事業及びその推進事業	高齢者に特徴的な疾患、病態等に着目し、介護予防事業をはじめとする効果的・効率的な介護保険サービス等の提供により、高齢者の生活の質の向上及び介護の質の向上に資する政策的な研究事業並びにその推進事業	一般公募型
11　認知症政策研究事業及びその推進事業	認知症の人に対する医療分野と福祉分野との連携による総合的な対策を一層推進するための実態把握、予防等の施策形成に向けた研究事業及びその推進事業	一般公募型
12　障害者政策総合研究事業	身体障害、知的障害、精神障害及び障害全般に関するリハビリテーション等の適切な支援並びに障害者の総合的な保健福祉施策の推進に資することを目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第三条第１項の表第二十号及び第二十一号を次のように改める。

20　化学物質リスク研究事業	化学物質によるリスクに関し、総合的かつ迅速な評価を行うとともに、規制基準の設定等の必要な管理を行い、さらに、的確な情報の発信等を行うことを通じ、国民の不安を解消し、安全な生活の確保を図ることを目的とする研究事業	一般公募型 指定型
21　健康安全・危機管理対策総合研究事業	地域保健基盤形成に関する対策、水安全対策、生活環境安全対策及び健康危機管理・テロリズム対策の総合的な推進に資することを目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第三条第十六項、第五条第二項、第七条第三項、第八条第二項、第九条第二項、第十条第二項及び第十一条第三項中「同表第20号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型」を「同表第20号の右欄に掲げる一般公募型」に改める。

第十二条第１項第十五号を削り、同項第十六号中「確定した場合」の次に「（当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が０円である場合を含む。）」を加え、「速やかに」の次に「、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の６月30日までに」を加え、同号を同項第十五号とし、同項第十七号を次のように改める。

(17)　法人は、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の相当額を国庫に返還しなければならないこと。

第十二条第１項第十七号を同項第十六号とし、同条第二項及び第三項、第十四条第四項、第十五条第二項、第十六条第四項、第十七条第三項、第十九条第三項並びに第二十条第二項中「同表第20号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型」を「同表第20号の右欄に掲げる一般公募型」に改める。

○厚生労働省告示第百二十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第１項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第１項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる補助金の交付に関する同表の下欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる機関に委任し、平成二十九年度の予算に係る補助金の交付に関するものから適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十九年三月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久